

別 添

平成 31 年3月

指定自動車教習所業界の 働き方改革実現に向けた アクションプラン

(一社) 全日本指定自動車教習所協会連合会

指定自動車教習所業界は、少子・高齢化、地方の過疎化、若者の車離れなど社会の大きな変化により、事業経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況である。加えて、職員の採用等雇用をめぐる情勢も厳しさを増しているところである。

しかし、そうした厳しい状況の下にあっても、指定自動車教習所は、日々推進している業務の公共性を深く認識し、初心運転者の教習や高齢者講習等の受託している法定講習を安定的かつ円滑に実施していかなければならない。

一方、政府においては、平成29年3月「働き方改革実行計画」を策定し、働き方改革を重要な政策課題として取り上げ、その取組が強化されたところである。さらに平成30年の通常国会では、労働基準法等働き方改革に関連する法律の改正が行われ、改正法令は平成31年4月以降施行となるため、指定自動車教習所業界においても、改正法令の着実な実施などの的確な対応を行うことが喫緊の課題となっている。

また、改正法令に取り上げられた事項のほかにも、政府の「働き方改革実行計画」により、働く人の視点に立った多様な改革が求められているところである。

そこで、指定自動車教習所の果たしている交通安全教育機関としての機能の維持・強化を図るため、繁忙期における職員の過重な勤務実態を始めとして、指定自動車教習所における従来の仕事のやり方、業務管理の在り方を見直すことが必要であり、各種業務の遂行にかかわりがある関係者の皆様の理解も得ながら、改革の推進に向けた取組を行うとともに、引き続きコンプライアンスの徹底に努力しなければならない。

以上のような状況にかんがみ、（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会では、業界における働き方改革の推進方策として「指定自動車教習所業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」を策定することとしたものであり、今後、会員である都道府県協会及び指定自動車教習所と一体となって効果的な取組を推進することとする。

なお、本アクションプランの取組状況については、的確なフォローアップを行うことにより、働き方改革の継続的な推進を図る。

1 長時間労働の是正

(1) 適切な労務管理

- ① 始業・終業時刻など職員の労働時間について、タイムカード等の客観的な記録等により適正な把握を行う。
- ② 改正労働基準法による時間外労働の上限規制に照らし、時間外労働の削減を図り、規制の遵守に努める。
- ③ 年5日の年次有給休暇の取得を義務づける労働基準法の改正を踏まえ、年次有給休暇の取得促進を図る。
- ④ 繁忙期においても週休の取得の徹底を図る。
- ⑤ 職員のワーク・ライフ・バランスの確保等のため、週休2日の実現を目指す。
- ⑥ 繁忙期・閑散期にかかわらず、労働関係法令の適正な運用等、コンプライアンスの徹底に努める。

(2) 入所者数の平準化

- ① 繁忙期における教習指導員等の長時間労働を縮減するためには、高等学校や合宿教習の募集斡旋事業者等の理解と協力が必要であり、指定自動車教習所の働き方改革について理解を深めるための取組を推進する。
- ② ホームページの活用その他適切な方法により、教習所における繁忙期についての周知等、入所者数の平準化に向けた効果的な広報活動を推進する。
- ③ 文部科学省から都道府県教育委員会等に発出された通知文書（「高等学校等における生徒の運転免許の取得に係る留意事項等について」平成30年9月7日付）を活用しながら、引き続き関係方面への説明・要望等の活動を推進する。

2 職員の処遇改善及び生産性の向上

(1) 職員の処遇改善

- ① 賃金、福利厚生等の改善等、職員の処遇改善に努める。
- ② 労働者派遣法・パートタイム労働法等の改正を踏まえ、同一労働同一賃金の実現等、正規雇用者と非正規雇用者間の不合理な待遇差の是正を図る。

(2) 生産性の向上

- ① ITの積極的な導入、その効果的な活用等により、業務の一層の効率化に

努める。

- ② 平成 30 年中における行政手続きコスト削減の成果を踏まえ、引き続き行政手続きコストの削減が図られるよう、関係機関への働き掛けなどの努力を継続する。
- ③ 教習指導員等職員の業務推進に係る制度的な課題を検討し、職員の能力が最大限発揮できるよう、関係機関への働き掛けなどの努力を継続する。

3 人材の確保・育成及び多様な人材の活躍

(1) 誰もが働きやすい職場環境等の整備

- ① 子育て、介護等の家庭の事情や、病気、障害等、職員の生活や身体状況に配慮した勤務時間の設定等、働きやすい職場環境づくりに努める。
- ② 育児休業、介護休業等の取得を促進するほか、出産・育児をサポートする制度の導入に努める。
- ③ 病気の治療と仕事の両立が図られるよう努める。
- ④ 職員の健康維持・改善を重視する健康経営を推進する。
- ⑤ 指定自動車教習所には、多くの高校生や高齢者が訪れるという事業の特性があることから、平成 30 年に改正された健康増進法の趣旨を踏まえ、受動喫煙防止対策を徹底する。
- ⑥ パワーハラスメントの防止対策を強化するほか、職員のメンタルヘルス対策を推進する。
- ⑦ 職員やお客様に対するセクシュアルハラスメントの防止及び妊娠・出産等に関するハラスメントの防止のための対策を徹底する。

(2) 女性や高齢者等の活躍促進

- ① 教習指導員等、女性の採用及び登用を積極的に推進する。
- ② 高年齢者雇用安定法の趣旨も踏まえながら、高い技能・知識を有する高齢職員の継続雇用等により、各種技能の活用・継承を図る。
- ③ 高齢者講習の安定的かつ円滑な実施を図るため、高齢の再雇用職員の採用等により専従指導体制の確立に努める。
- ④ 障害者の希望や能力を生かした就労支援に努める。

(3) 若年労働力確保に向けた取組の強化

- ① 雇用情勢が厳しさを増す中、就職活動を行う若者にとって魅力的な職場環境の整備に努める。

- ② インターンシップを始めとして、就職希望者層との幅広い接点づくりなど、採用業務の見直し・強化を図る。
- ③ ホームページの活用やメディアへの積極的な情報発信等により、指定自動車教習所の仕事の働き甲斐等についての周知・広報に努める。

(4) 職員のキャリアアップの促進

- ① 教習指導員等、職員のスキルアップが可能となるような研修・教育・人事制度づくりを進める。
- ② 全指連主催の研修（主催・後援する競技大会を含む。）を始め、外部の機関・団体による研修への職員の参加を積極的に推進する。
- ③ 教習指導員及び技能検定員の資格に加え、全指連による高齢運転者支援士（補）、外部機関・団体等による交通心理士、産業カウンセラー等の資格の取得を奨励するとともに、取得に向けた取組を積極的に支援する。

4 経営基盤の強化

- ① 認定教育制度の活用やブラッシュアップ講習等の運転者再教育に係る事業の展開等、指定自動車教習所の事業の創造的な発展に向けた取組を積極的に推進する。
- ② 教習生等お客様のニーズに積極的に対応し、「運転の責任を教えます」「運転の楽しさを教えます」などの指定自動車教習所の理念実現に努力する。
- ③ 教習水準の維持・向上を実現するため、コストに見合った適切な料金設定に努める。
- ④ 国・地方公共団体による各種助成・優遇制度の効果的な活用を推進する。